

道路敷地寄附申請と 補助金の手引

令和6年4月1日適用

川 越 市

お問い合わせ

建設部建設管理課 境界担当

(直通) 049-224-5987

手 続 に 必 要 な 書 類

寄附申請及び補助金交付申請に必要な書類（添付書類）は次のとおりです。

1 道路敷地寄附申請書（様式第3号）

①案 内 図	②公 図 の 写 し (法務局備付けのもの)
③地 積 測 量 図 (法務局備付けのもの)	④境 界 成 果 図 (寄附地座標が明示してあること。)
⑤登 記 簿 謄 本 (全部事項証明書)	⑥印 鑑 証 明 書
⑦資 格 証 明 書 (申請者が法人の場合)	⑧登記原因証明情報兼登記承諾書 (実印による押印)
⑨道路位置指定通知書の写し (新規位置指定道路の場合)	⑩道路敷地寄附事前協議申請書について (回答) (様式第2号) の写し (道路敷地寄附事前協議済の場合)

2 道路敷地寄附補助金交付申請書（様式第5号）

(補助金申請は、道路敷地寄附受理決定通知書の発行後となります。)

①預 金 口 座 振 込 依 頼 書 ・原則、道路敷地寄附申請者、補助金申請者 及び口座名義人は同一とすること。	②道路敷地寄附補助金の口座振込に係る委任状 ・共有代表者への口座振込になる場合に必要 となります。
③測量分筆費等の領収書の写し ・寄附地の測量・分筆等にかかった費用が明 記されていること。 ・道路敷地寄附申請者、道路敷地寄附補助金 申請者及び領収書名義人が同一であるこ と。	

※ 補助金は、分筆・測量費等の補助として交付しています。

※ 補助金の申請は、寄附受理決定通知書の発行後、速やかにお願
いいたします

申 請 に 際 し て の お 願 い

申請前に下記の事項について確認をしてください。

1 寄附対象敷地について

①昭和 62 年 3 月 31 日までに建築基準法第 42 条 1 項 5 号の道路位置指定を受けている道路用地

②その他、事前の協議が必要と認められる道路用地

上記①又は②に該当する場合は、事前に「道路敷地寄附事前協議申請書（様式第 1 号）」の提出が必要になります。

③建築基準法第 42 条第 2 項道路（以下「2 項道路」という。）後退用地

④建築基準法第 42 条第 1 項 5 号の道路位置指定を新たに認定された用地

⑤道路後退行政指導に係る地区整備計画に定められた道路用地

2 寄附地について

(1) 道路敷地寄附予定地（以下「寄附地」という。）と道水路敷地との境界を明確にしてください。不明確な場合は、境界確認を済ませてください。

(2) 寄附地の分筆登記を行い、現地に境界標の表示をしてください。

後退線の境界標は、寄附申請時点では民界となりますので、民コンクリート杭又は民プレートになります。

地積測量図を作成し、実測面積で登記をしてください。地積測量図と境界成果図が互いに矛盾しないよう調整し、作成してください。

(3) 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の位置指定道路については、寄附地の形状は位置指定図のとおりとします。現地と位置指定図が異ならないようにしてください。

(4) 寄附地内に樹木、生垣、門柱、ブロック塀、舗装、たたき等がある場合は、寄附地から移設又は除去してください。根や基礎等もあれば併せて除去してください。

寄附地内に設置されている電柱についても、電線類管理者と協議して、寄附地から移設してください。

個人埋設管がある場合も撤去してください（道路占用可能であれば道路占用許可申請をしてください。）。個人水道管・下水管であれば市に移管可能か

どうか関係各課と協議してください。

- (5) 寄附地と道路の高低差は解消してください。高低差すり付け部分は、民地内で処理してください。

3 登記簿上の整理について

寄附の申請時において、下記の登記簿上の手続を済ませてください。

市が実施するのは、所有権移転登記のみです。

- (1) 相続登記
- (2) 登記名義人表示変更登記
- (3) 仮登記等の抹消登記
- (4) 抵当権等の抹消登記
- (5) 地積更正登記（実測面積と登記簿面積とが相違する場合。）

※ 建築資金等を借入する場合も、後退用地に抵当権等を設定しないようご注意ください。

4 道路の取り扱いについて

建築基準法第 42 条関係の道路の取り扱いについては、事前に川越市都市計画部建築指導課と協議してください。

道路後退行政指導に係る地区整備計画（山田・宮元町、木野目、南田島地区）に定められた道路用地については、事前に川越市都市計画部都市計画課と協議してください。

5 境界成果図（寄附地を含む。）について

寄附地と道路水路敷地との境界を明確にした境界成果図を作成していただきます。図面作成者の記入及び押印をお忘れなくお願いします。

2 項道路後退用地の寄附の場合は、次の事項を記載してください。

◎ 「元道」、「後退点」、「後退計算に使用した道路中心点」、「道路中心線」、「道路中心線から後退点までの垂線距離」、「寄附地の地番」の表示

◎ 「元道座標」、「後退点座標」、「後退計算に使用した道路中心点の座標」

なお、境界証明書の発行後に分筆を行う場合は、境界証明書に添付の境界確定成果図にこれらの情報を加えて作成してください。

補助金の交付について

川越市では、分筆・測量費等の補助金を交付しています。

1 補助対象

- ①建築基準法第42条第2項の規定による後退用地を寄附された場合
- ②道路後退行政指導に係る地区整備計画（山田・宮元町、木野目、南田島地区）に定められた道路用地を寄附された場合

2 申請時期

申請した寄附地の道路敷地寄附受理決定通知書（様式第4号）の発行後に、補助金の交付申請をお願いします。

ただし、事務処理の都合上、道路敷地寄附受理決定通知書の受領後は、速やかに交付申請をお願いいたします。

3 補助金額

下の表に基づく補助金額を申請者に対して交付します（寄附地に係る測量・分筆等の費用がこの補助金額を下回っている場合は、測量・分筆等の費用の金額を補助金の上限額とします。）。

後退用地等に対する補助金額

寄附に係る道路敷地の実測面積（㎡）	補助金額（円）
0㎡を超え10㎡以下	120,000円
10㎡を超え20㎡以下	140,000円
20㎡を超え30㎡以下	160,000円
30㎡を超え40㎡以下	180,000円
40㎡を超えるもの	200,000円

4 注意点

- ・1回の測量において多数の筆を分筆、後退しても補助額は1回分となります。
- ・補助金申請者が測量・分筆等の費用を負担していない場合は、補助金を交付することはできません。

※ 領収書の写しについて

領収書の写しについては、原則、寄附申請者と同一名義のもののみ有効とし、別名義の領収書となる場合には、補助金交付申請書を受理することができません。

※ 補助金の予算について

年度予算の範囲内で補助金の交付を行っております。道路敷地寄附を申請いただく時期によっては、既に補助金の予算額に達し、補助金の交付申請の受付が終了している場合がございます。予めご理解くださいますよう、お願いいたします。

※ 補助金の振込時期について

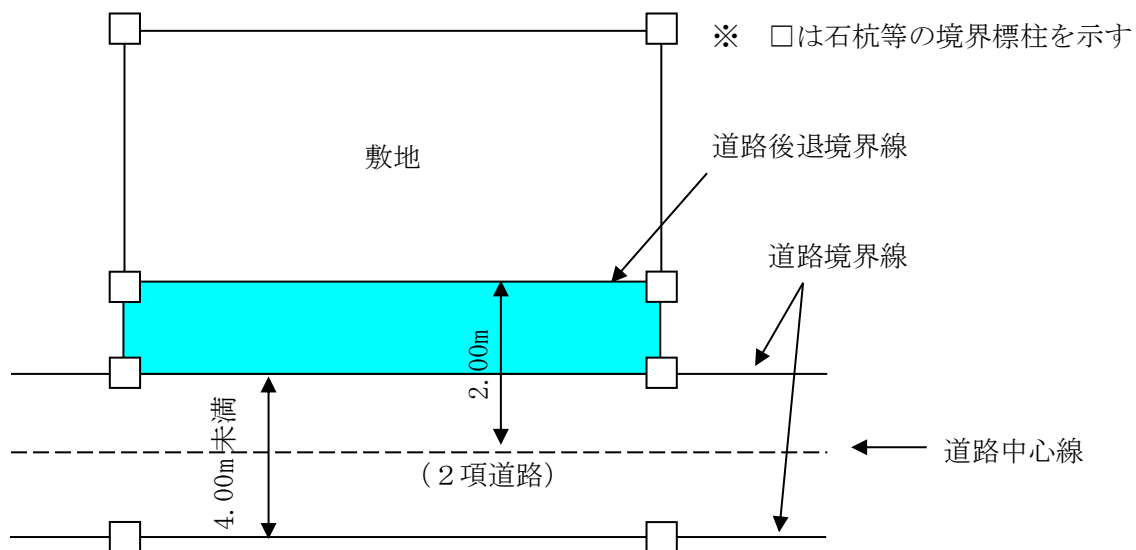
補助金の交付申請日より、概ね1か月後の振込となります。

道路後退基準例（２項道路後退）

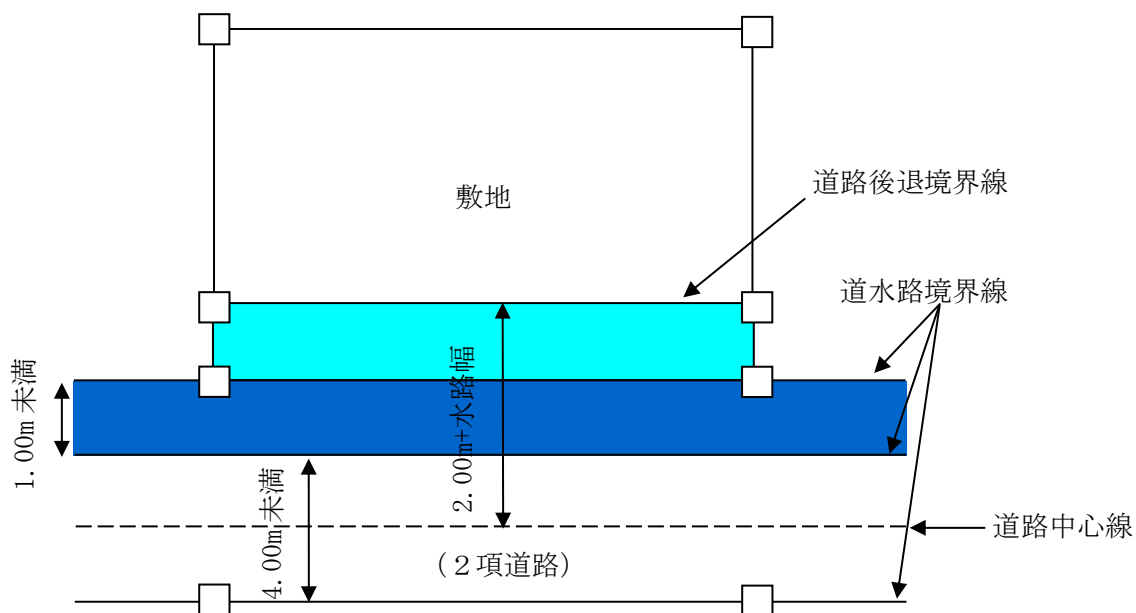
※ 詳細は、建築指導課へご確認ください。

1 後退基準例

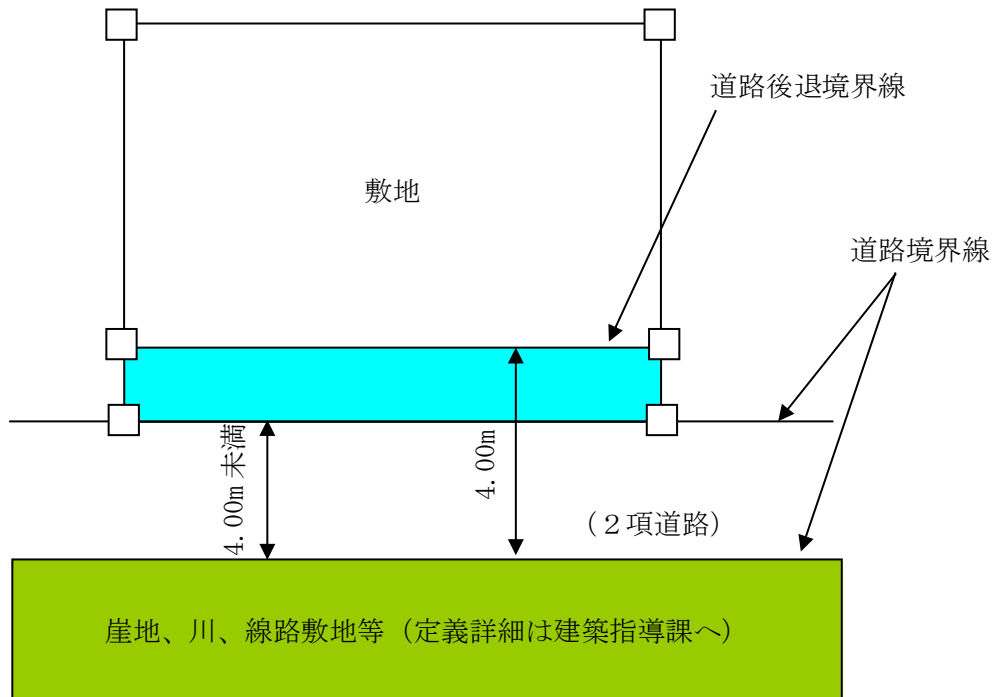
(1) 一般的道路後退



(2) 道路に接して幅員1メートル未満の水路敷地のある場合



(3) 道路に対して、崖地、川、線路敷地その他これらに類するものがある場合



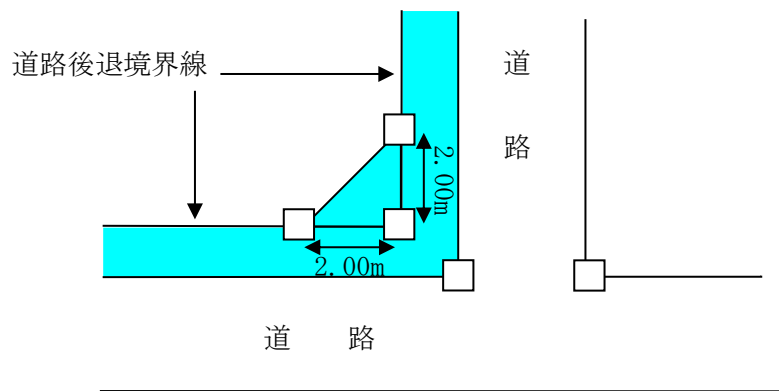
2 道路の角敷地に係る道路隅切りの例

隅切りは任意で設けていただいております。

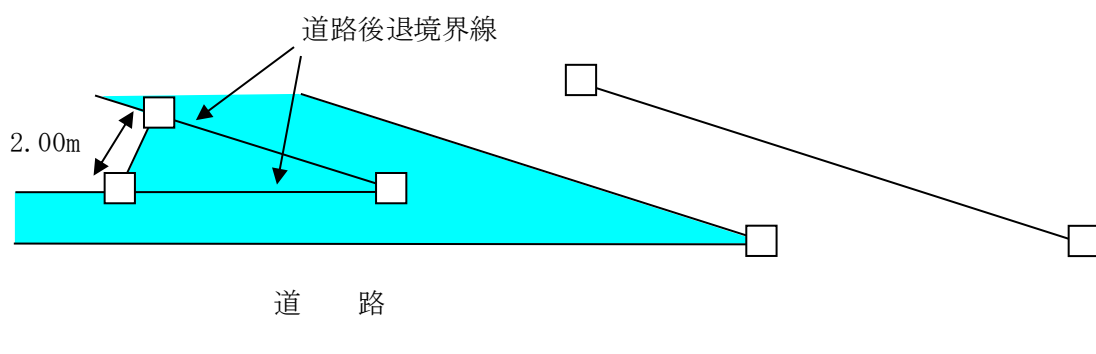
(他課で指導がある場合もありますので、関係各課にご確認ください。)

隅切りの設置は義務ではありませんが、安全な道路通行のためにご協力をお願いします。

- (1) 曲がり角の内角が 60 度を超え、120 度未満の場合は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形とする。



- (2) 曲がり角の内角が 60 度以下になる鋭角の角敷地は、剪除長を 2 メートル以上とする。



よくある質問 Q&A

Q

道路敷地寄附は絶対にしないといけないのでしょうか？

A

「寄附」という名のとおり、あくまで申請者の方の任意となっています。
他課の指導等がない限り、強制されるものではありません。

Q

寄附を申請するに当たり、申請地を整備する必要はあるのでしょうか？

A

ブロック塀等の工作物が申請地内に設置されている場合、道路との高低差や草木等があることにより道路の通行に支障がある場合には、これらを是正いただいた上で寄附を受け付けております。申請地について舗装や側溝の整備をする必要はありません（土のままで結構です。）。

（▶▶▶『申請に際してのお願い』本手引 2～3 頁参照）

Q

境界成果図はどのように取得又は作成するのでしょうか？

A

一般の方にはあまり聞き慣れない名称ですが、境界成果図は測量会社（個人を含む。）に依頼して作成してもらいます。作成に当たっては、元道、後退点及び後退計算に使用した道路中心点の座標を記載する等、手引の記載事項を確認し、建設管理課の担当者と協議をお願いします。

（▶▶▶『申請に際してのお願い』本手引 2～3 頁参照）

Q

補助金は課税対象に該当しますか？

A

道路敷地寄附の補助金は、土地代金ではなく、「測量・分筆費用等」に対する補助となります。課税上の取扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。

（▶▶▶『補助金の交付について』参照）

この他にご不明点等がある方は、建設管理課までお問い合わせください。